部 会 報 告

ISO/TC 127/ WG 16 ISO/TR 19948 土工機械の適合性評価及び認証プロセス 2015 年 12 月英国ロンドン国際会議報告

標準部会 ISO/TC 127 土工機械委員会　間宮 崇幸（コマツ）

2015 年 12 月に国際標準化機構 ISO の専門委員会 TC 127（土工機械）WG 16 の第 3 回国際作業グループ会議が英国ロンドン市で開催され，協会標準部会 ISO/TC 127 土工機械委員会から出席した間宮氏の報告を紹介する。

1　**開催日**：2015 年 12 月 9 日

2　**開催地**：英国ロンドン市 英国規格協会（BSI）512 会議室

3　**出席者**：8 名

米国（ANSI）3 名，英国（BSI）1 名，フランス（AFNOR）2 名，イタリア（UNI）1 名，日本（JISC）1 名

4　**会議概要**：

・2015 年 10 月に締め切られた DTR 投票（賛成 13 票，反対 0 票，棄権 9 票で承認）の際に寄せられたコメント（主な論点は次項に示す 4 つ）について，審議を実施した。

・審議結果を反映させたドラフトについて，専門家の編集上コメントを募集・訂正し，2016 年 3 月に ISO/TR の発行を予定する。

・UN ECE WP6 “Sectoral Initiative for Earth-Moving Machines” の最新活動を PL が紹介した。

5　**審議内容**：

主な 4 つの論点についての審議内容は以下の通り。

1）“Declaration of Conformity Certificate” の名称変更について

欧州機械指令 2006/42/EC の要件を満足するため，一般的に用いられている “Declaration of Conformity”（適合宣言書）との混同を避けるため，名称変更すべきとのコメントがあった。

基本的に了承され，ISO17050-1 にある “Certificate for Declaration of Conformity” に変更する。

2）“all safety risk” の範囲について

ISO 20474 の安全性リスクは “the significant hazards, hazardous situations and events relevant to the earth-moving machinery to meet the high level safety expectations of customers and health and safety groups” と限定されているのに対し，ISO/TR19948 では “all safety risk” と広いため，ISO 20474 と整合させるべきとのコメントがあった。

“all safety risk” に対して “zero injury and zero harm” を行うのが ISO/TC 127 の目指すべきゴールとのことで，受け入れられなかった。

3）TR での “Requirement” の使用について

TR（Technical Report ＝技術報告書）においては “Requirement” は使用できないとのコメントがあった。

基本的に了承され，“Process” などに変更する。

4）Annex A の “Information on example certificate” について

Annex A の証明書の例に載っている情報について，認証対象の機械，適合させる規制・規格，適合性の責任者が分かりづらいとのコメントがあった。

基本的に了承され，機械指令の “Declaration of Conformity” の項目も参考に，再整理された。

6　**次回以降の予定**：

－ 2015 年 12 月　PL が Doc N 11 ～ N 14 を専門家に送付

－ 2015 年 12 月　PL が清書版を作成し，専門家に送付

－ 2016 年　2 月　専門家が内容検討し，変更すべき編集上のコメントを PL に送付

－ 2016 年　3 月　PL が出版用案文を ISO 中央事務局へ提出

7　**参考文書**：

Doc N 11 議事録

Doc N 12 出版用案文（修正記載版）

Doc N 13 コメントへの回答

Doc N 14 適合宣言書の例

8　**所感**：

2014 年 10 月末の WG 開催当初から参加した。TR

は参考データ又はガイダンスということで，通常のIS（国際規格）より早いスピードで発行される。実際に自分が携わり，意見を反映させたものが形になることは，やりがいを感じる。

今後，規制を導入していく国が各国独自の規格や認証方式を立ち上げると，個別対応への工数が膨大となり，認証プロセス構築の手間，対応の漏れ，コストアップなどが懸念される。ISO/TR 19948 適合性評価プロセス制定により，規制構築国，メーカ，ユーザに大きなメリットが得られると思われる。

今後のステップとして，規制を導入していく国へ働きかけるUN ECE WP6への積極的なサポートと共に，引用される安全規格であるISO 20474の重要性がますます高まっているため，このWG（ISO/TC 127/SC 2/WG 9）には常に参加し，日本として意見を反映させるべきと思われる。

JCMA